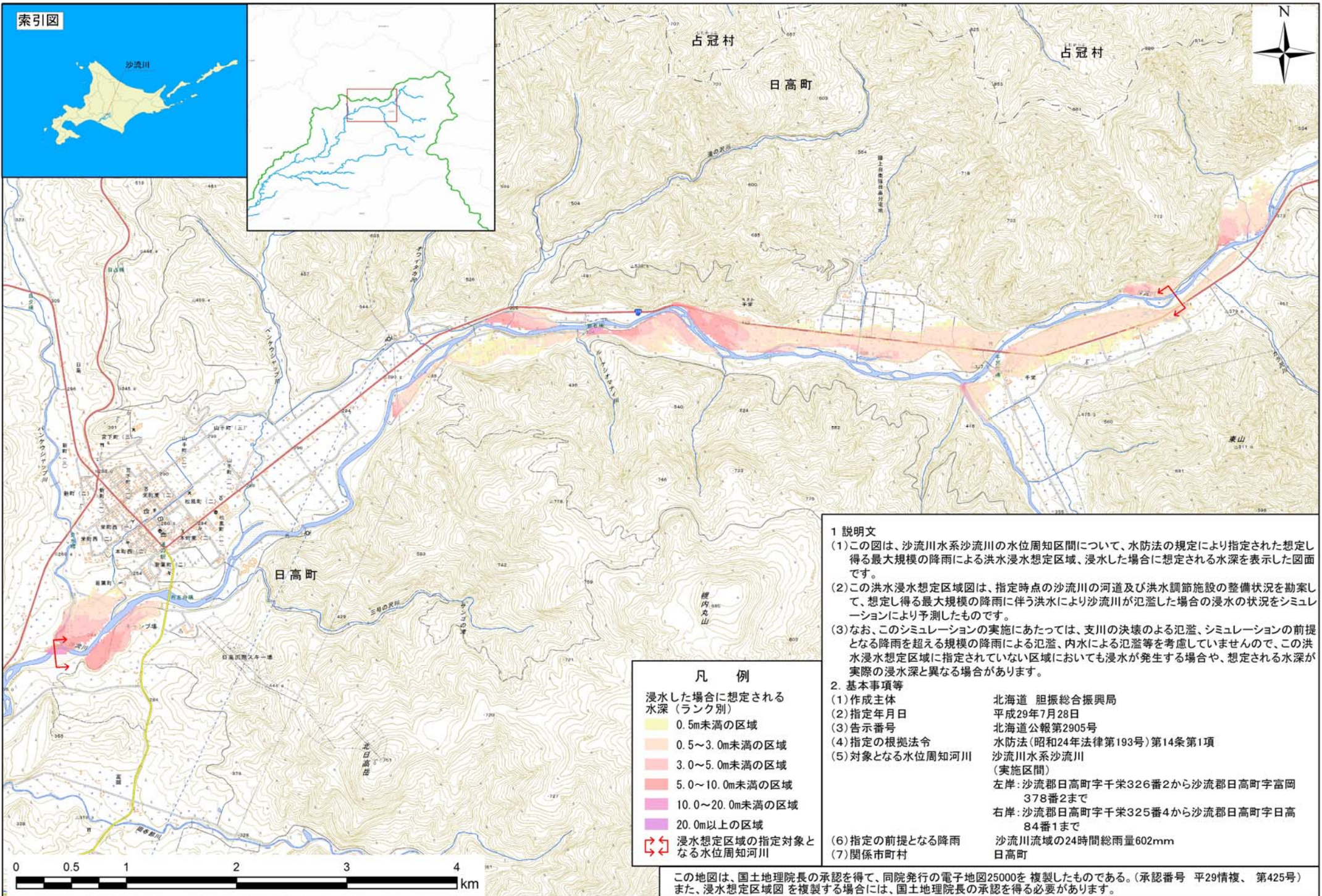


沙流川水系沙流川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



索引図

占冠村

日高町

占冠村

日高町

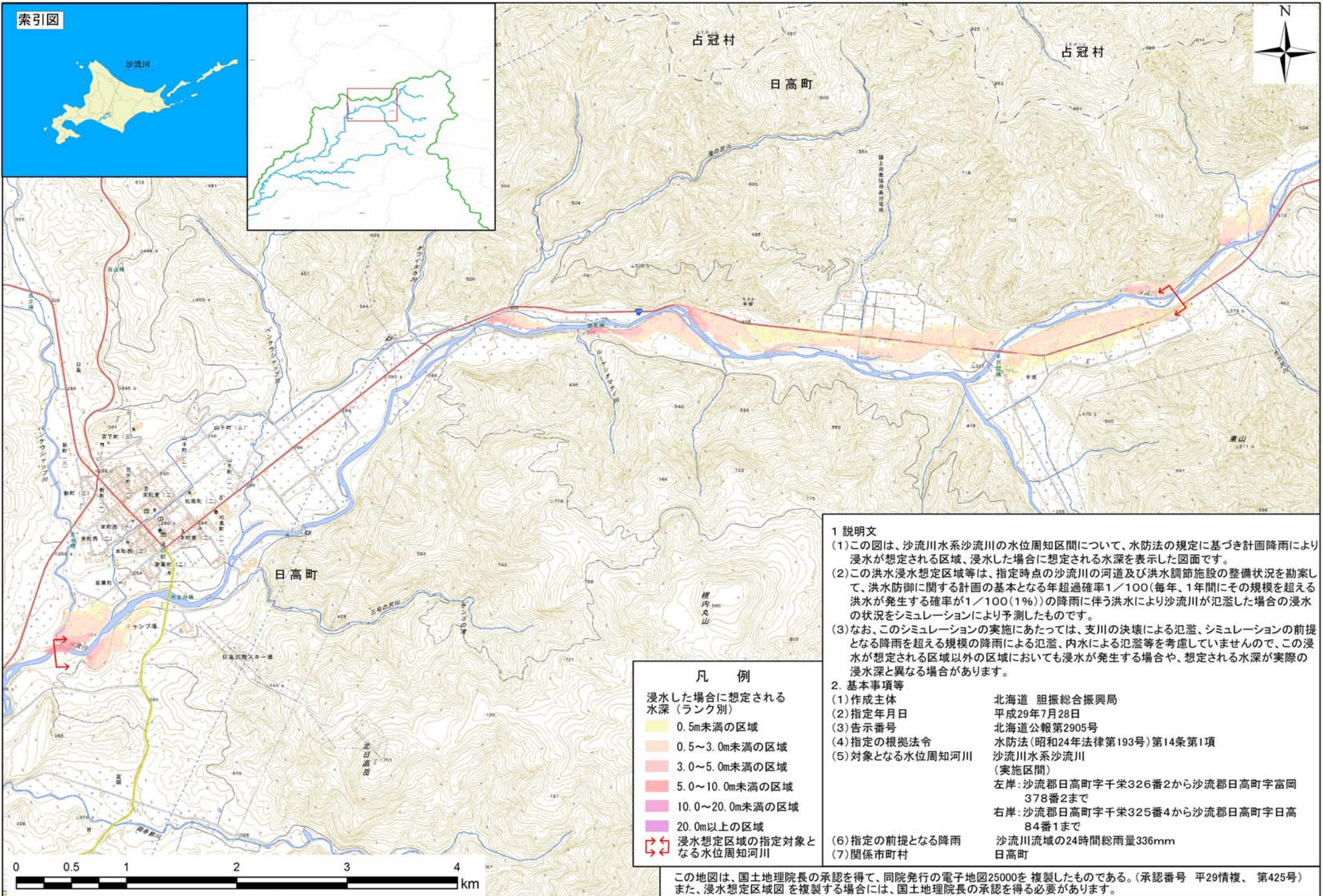
凡例

- 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
- 0.5m未満の区域
 - 0.5～3.0m未満の区域
 - 3.0～5.0m未満の区域
 - 5.0～10.0m未満の区域
 - 10.0～20.0m未満の区域
 - 20.0m以上の区域
 - 浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川

- 1 説明文**
- (1) この図は、沙流川水系沙流川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の沙流川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により沙流川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2. 基本事項等**
- | | |
|-----------------|---|
| (1) 作成主体 | 北海道 胆振総合振興局 |
| (2) 指定年月日 | 平成29年7月28日 |
| (3) 告示番号 | 北海道公報第2905号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項 |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 沙流川水系沙流川(実施区間)
左岸: 沙流郡日高町字千栄326番2から沙流郡日高町字富岡378番2まで
右岸: 沙流郡日高町字千栄325番4から沙流郡日高町字日高84番1まで |
| (6) 指定の前提となる降雨 | 沙流川流域の24時間総雨量602mm |
| (7) 関係市町村 | 日高町 |

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地図25000を複製したものである。(承認番号 平29情複、第425号) また、浸水想定区域図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

沙流川水系沙流川 洪水浸水想定区域図(計画規模)



索引図



1 説明文

(1)この図は、沙流川水系沙流川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2)この洪水浸水想定区域等は、指定時点の沙流川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/100(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100(1%))の降雨に伴う洪水により沙流川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3)なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

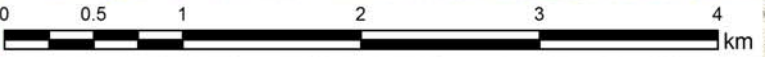
凡 例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5~3.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域
- 5.0~10.0m未満の区域
- 10.0~20.0m未満の区域
- 20.0m以上の区域
- 浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川

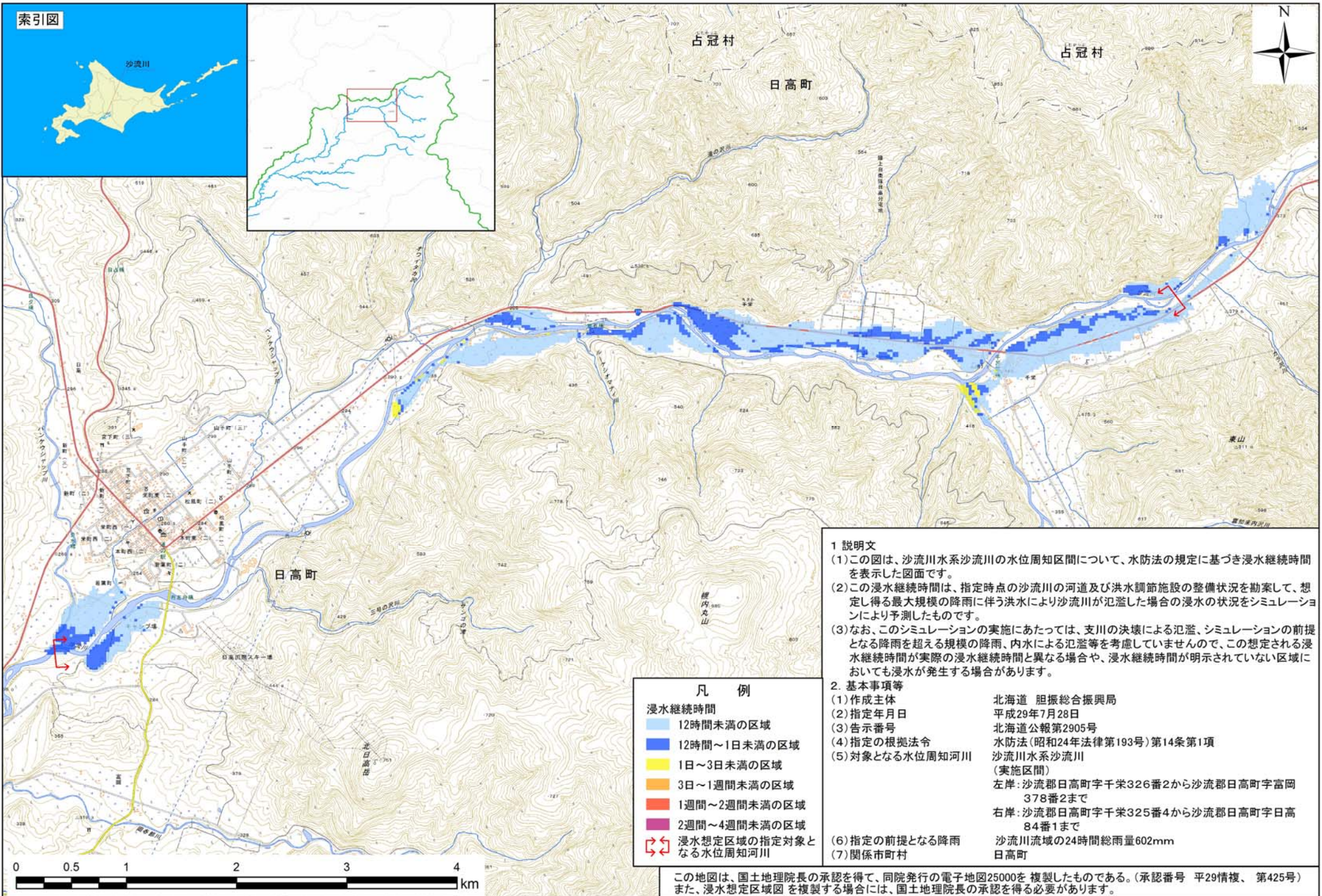
2. 基本事項等

(1)作成主体	北海道 胆振総合振興局
(2)指定年月日	平成29年7月28日
(3)告示番号	北海道公報第2905号
(4)指定の根拠法令	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
(5)対象となる水位周知河川	沙流川水系沙流川(実施区間) 左岸:沙流郡日高町字千栄326番2から沙流郡日高町字富岡378番2まで 右岸:沙流郡日高町字千栄325番4から沙流郡日高町字日高84番1まで
(6)指定の前提となる降雨	沙流川流域の24時間総雨量336mm
(7)関係市町村	日高町



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地図25000を複製したものである。(承認番号 平29情複、第425号)また、浸水想定区域図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

沙流川水系沙流川 浸水継続時間(想定最大規模)



索引図



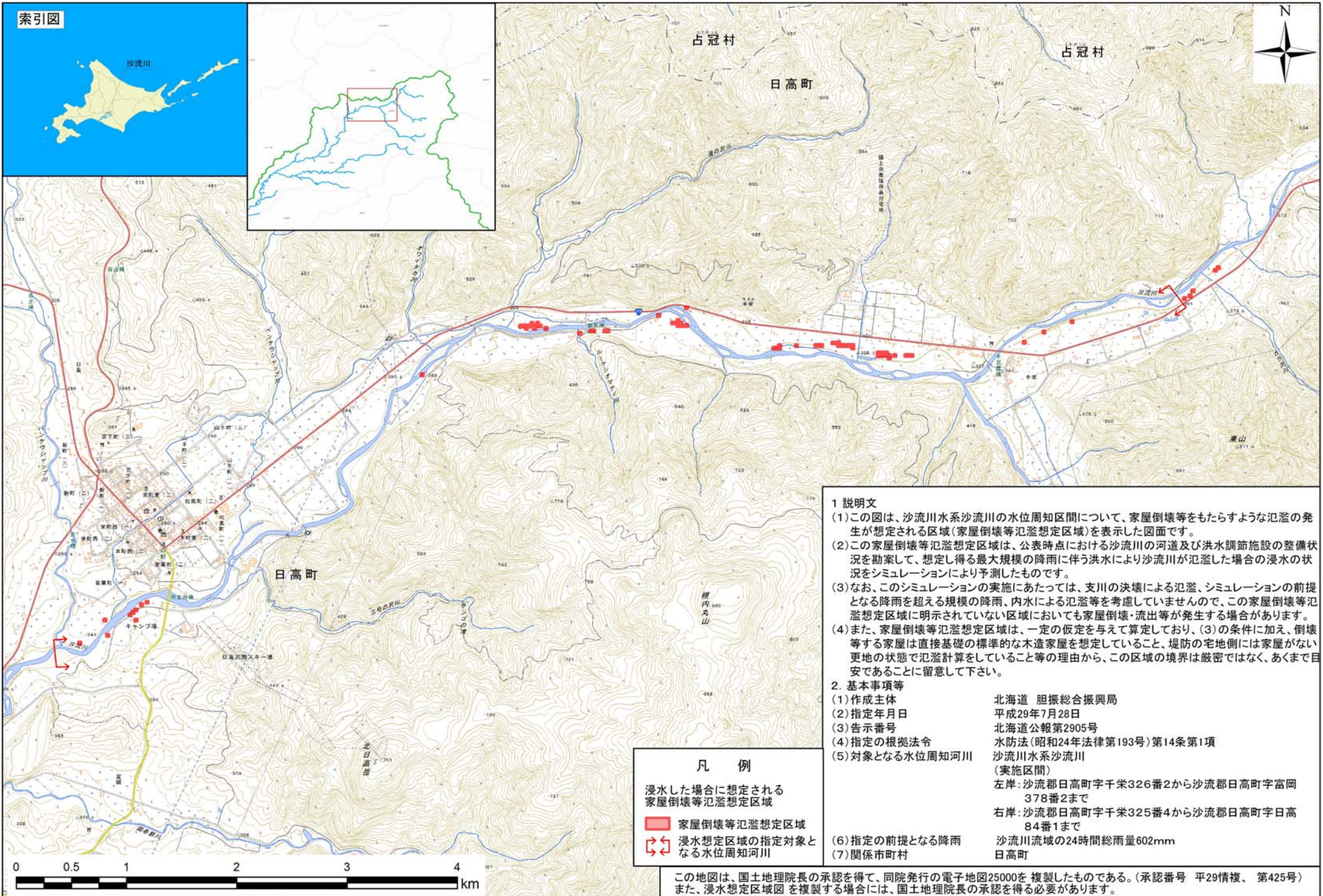
- 1 説明文**
- (1) この図は、沙流川水系沙流川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき浸水継続時間を表示した図面です。
 - (2) この浸水継続時間は、指定時点の沙流川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により沙流川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、内水による氾濫等を考慮していませんので、この想定される浸水継続時間が実際の浸水継続時間と異なる場合や、浸水継続時間が明示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。
- 2. 基本事項等**
- | | |
|-----------------|---|
| (1) 作成主体 | 北海道 胆振総合振興局 |
| (2) 指定年月日 | 平成29年7月28日 |
| (3) 告示番号 | 北海道公報第2905号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項 |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 沙流川水系沙流川
(実施区間)
左岸: 沙流郡日高町字千栄326番2から沙流郡日高町字富岡378番2まで
右岸: 沙流郡日高町字千栄325番4から沙流郡日高町字日高84番1まで |
| (6) 指定の前提となる降雨 | 沙流川流域の24時間総雨量602mm |
| (7) 関係市町村 | 日高町 |

凡 例

浸水継続時間	
12時間未満の区域	■
12時間～1日未満の区域	■
1日～3日未満の区域	■
3日～1週間未満の区域	■
1週間～2週間未満の区域	■
2週間～4週間未満の区域	■
浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川	⇄

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地図25000を複製したものである。(承認番号 平29情複、第425号) また、浸水想定区域図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

沙流川水系沙流川 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)



索引図



1 説明文

- (1)この図は、沙流川水系沙流川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
- (2)この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点における沙流川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により沙流川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3)なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に明示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
- (4)また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。

2. 基本事項等

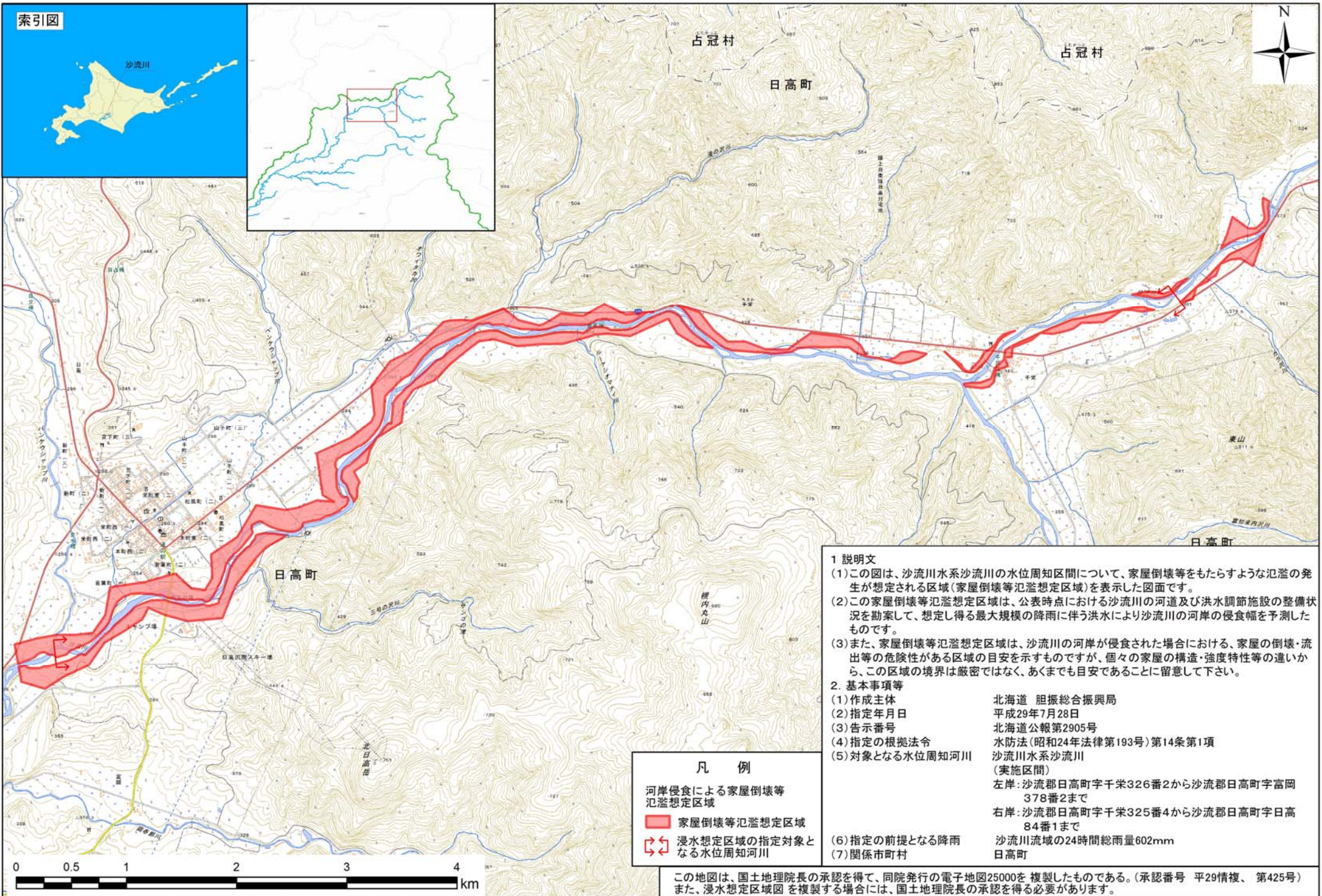
- | | |
|----------------|---|
| (1)作成主体 | 北海道 胆振総合振興局 |
| (2)指定年月日 | 平成29年7月28日 |
| (3)告示番号 | 北海道公報第2905号 |
| (4)指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項 |
| (5)対象となる水位周知河川 | 沙流川水系沙流川
(実施区間)
左岸: 沙流郡日高町字千栄326番2から沙流郡日高町字富岡378番2まで
右岸: 沙流郡日高町字千栄325番4から沙流郡日高町字日高84番1まで |
| (6)指定の前提となる降雨 | 沙流川流域の24時間総雨量602mm |
| (7)関係市町村 | 日高町 |

凡 例

- 浸水した場合に想定される家屋倒壊等氾濫想定区域
- 家屋倒壊等氾濫想定区域
 - 浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地図25000を複製したものである。(承認番号 平29情複、第425号) また、浸水想定区域図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

沙流川水系沙流川 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)



索引図



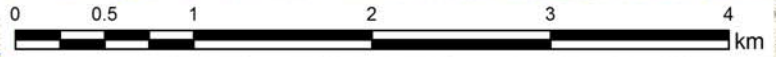
- 1 説明文**
- (1)この図は、沙流川水系沙流川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
 - (2)この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点における沙流川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により沙流川の河岸の侵食幅を予測したものです。
 - (3)また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、沙流川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。
- 2. 基本事項等**
- | | |
|----------------|---|
| (1)作成主体 | 北海道 胆振総合振興局 |
| (2)指定年月日 | 平成29年7月28日 |
| (3)告示番号 | 北海道公報第2905号 |
| (4)指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項 |
| (5)対象となる水位周知河川 | 沙流川水系沙流川
(実施区間)
左岸:沙流郡日高町字千栄326番2から沙流郡日高町字富岡378番2まで
右岸:沙流郡日高町字千栄325番4から沙流郡日高町字日高84番1まで |
| (6)指定の前提となる降雨 | 沙流川流域の24時間総雨量602mm |
| (7)関係市町村 | 日高町 |

凡 例

河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域

浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地図25000を複製したものである。(承認番号 平29情複、第425号) また、浸水想定区域図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。